

制定 平成 24 年 7 月 2 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

公益財団法人日本電信電話ユーザ協会 埼玉支部会則

公益財団法人日本電信電話ユーザ協会定款第 58 条及び会員組織に関する規程第 3 条第 4 項に基づき、埼玉支部会則を次のとおり定める。

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本支部は、公益財団法人 日本電信電話ユーザ協会 埼玉支部（以下「支部」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本支部は、事務所をさいたま市内に置く。

(事業区域)

第 3 条 本支部は、埼玉県内を事業区域とする。

(地区協会)

第 4 条 会員組織として、地区協会を設置する。

- 2 地区協会の統合、廃止及び名称は、地区協会総会の議決を得たうえ、支部理事会で定める。
- 3 地区協会の新設は、支部理事会で定める。

(目的)

第 5 条 本支部は、定款に基づき、情報通信技術・サービスを利用したコミュニケーション文化の振興を図るとともに、情報通信技術・サービスの利用者の利便増進に寄与し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第 6 条 本支部は、前条の目的を達成するため、定款に基づき次の事業を行う。

- (1) テレコミュニケーション能力の向上を図る事業
- (2) 情報通信技術・サービスの活用を推進する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 支部の運営

(支部の運営方針)

第7条 本支部は、目的及び事業の範囲において、理事会が定める経営の基本方針に基づき、地域に即した事業活動を行う。

2 本支部は、地区協会を統括し、その運営について指導、援助を行う。

(役職と選任)

第8条 本支部に、次の役職を置く。

(1) 支部理事 18人以内（各地区協会毎に4人以上8人以内とする）

(2) 支部監事 3人（各地区協会毎に1人とする）

2 支部理事のうち1人を支部長、3人を副支部長とする。

3 支部理事及び支部監事（以下「支部理事等」という。）は、支部理事会において選任する。

(支部長及び副支部長の選任)

第9条 支部長及び副支部長は、支部理事会において選任する。

(支部理事等の職務)

第10条 支部長は、支部理事を代表し、支部の事業活動について、提言、助言等を行う。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長不在のときはその職務を代行する。

3 支部理事は、支部の事業活動について、提言、助言等を行う。

4 支部監事は、支部の事業活動及び財産の状況について、検査を行う。

(支部理事等の任期)

第11条 支部理事等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充による支部理事等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 支部理事等は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(支部理事等の解任)

第12条 支部理事等に支部理事等としてふさわしくない行為があったとき、又は、支部理事等として職務の執行に堪えられないときは、支部理事会の議決により、解任することができる。

(支部顧問)

第13条 本支部に、支部顧問を置くことができる。

2 支部顧問は、支部理事会において選任する。

3 支部顧問は、次の職務を行う。

(1) 支部長の相談に応じること

(2) 支部理事会から諮問された事項について意見を述べること

第3章 支部理事会

(支部理事会の構成及び機能)

第14条 本支部に、支部理事会を置く。

- 2 支部理事会は、支部理事をもって構成する。
- 3 支部理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 本会則で支部理事会の議決事項とされている事項
 - (2) その他支部の運営に関する重要事項
- 4 支部理事会は、次の事項について、理事会が定める経営の基本方針の範囲内で、議決することができる。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) その他支部の事業活動に関する重要事項

(支部理事会の招集)

第15条 支部理事会は、支部長が必要と認めるとき、又は支部理事の3分の1以上、若しくは支部監事から支部理事会の目的たる事項を示して請求があったとき、支部長が招集する。

(支部理事会の定足数及び議決)

- 第16条 支部理事会は、支部理事の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 2 支部理事会の議長は、支部長がこれに当たる。ただし、支部長が欠席した場合における議長は、副支部長がこれに当たる。
 - 3 支部理事会の議決は、出席した支部理事の過半数の同意をもって行う。
 - 4 やむを得ない理由のため、支部理事会に出席できない支部理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面又は電磁的記録をもって表決する。又は、支部理事会に出席する代理人をもって表決権を行使することができる。
 - 5 第4項の規定による表決を行った者は出席とみなす。
 - 6 支部長が必要と認めた事項については、書面又は電磁的記録を持って、支部理事の賛否を徴し、支部理事会の開催に代えることができる。この場合においては、回答した支部理事の数をもって、出席者とみなす。

(支部監事の支部理事会出席)

第17条 支部監事は支部理事会に出席して、その職務に関して意見を述べることができる。

(議事録)

第18条 支部理事会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、出席した支部理事のうちから選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第4章 支部の会計

(会計)

第19条 本支部の会計は、本協会が定める経理規程に従い処理する。

2 支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

第5章 支部事務局

(支部事務局)

第20条 支部の事務を処理するため支部事務局を置き次の職員を配置する。

(1) 支部事務局長（地域担当部長） 1 名

(2) 事務職員 若干名

2. 支部事務局長は支部事務を統括する。

3. 事務職員は支部事務局長の命を受け事務を分掌する。

第6章 支部会則の変更

(支部会則の変更)

第21条 本支部会則は、定款、規程等の範囲内において、支部理事会の議決を経て変更することができる。

附 則

この会則は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会の設立の日から施行する。

附 則

この会則の改正は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

埼玉中部地区協会

埼玉南東部地区協会

埼玉西部地区協会